平成２２年（フ）第１８５号
岐阜県中津川市苗木643番地156、住民票上の住所岐阜県中津川市苗木643番地の211
債務者　西村　竜也
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０５号
岐阜県多治見市脇之島町６丁目111番地の２
債務者　小野　好可
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０７号
岐阜県多治見市京町２丁目181番地
債務者　木村　典夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０８号
岐阜県恵那市山岡町原1532番地１
債務者　大池真由美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１３号
岐阜県瑞浪市樽上町２丁目１番地の３　村瀬アパート304、住民票上の住所岐阜県瑞浪市一色町５丁目９番地
債務者　五藤夫佐江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１４号
岐阜県恵那市大井町1703番地３　メゾンディアマンテ101号
債務者　井澤　由華
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５０４号
静岡県田方郡函南町上沢323番地の12
債務者　大石　長義
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５７号
大阪府藤井寺市御舟町11番16号
債務者　土井加代美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４２号
堺市中区深井北町704番地３
債務者　出利葉久美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４００号
堺市南区桃山台１丁３番４―303号、前住所堺市南区御池台３丁８番６号
債務者　浅香　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９５号
大阪府松原市岡４丁目３番29号
債務者　陣内　真理（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８７号
堺市美原区南余部64番地１　ヴィラ・ビアンカ美原402号
債務者　松本　潤二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９３号
大阪府河内長野市三日市町380番地の１
債務者　萬代　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１９号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目５番３号
債務者　山田とも子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６２号
大阪府富田林市常盤町５番８号
債務者　岸　　禧子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
岩手県一関市蘭梅町10番５号
債務者　熊谷　浩文
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０８号
秋田県湯沢市秋ノ宮字磯77番地
債務者　宮電工こと　菅原　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１０６号
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵81番地
債務者　山本　加奈
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　和歌山地方裁判所田辺支部